



令和3年7月5日  
十日町市生涯学習課

## 民法改正後の十日町市成人式について

民法改正により、令和4年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。十日町市では、成人式に替わる式典として、令和5年度以降も現行の成人式同様に、前年度中に20歳の誕生日を迎えた方を対象に「二十歳のつどい」を実施します。なお、18歳の誕生日を迎える方には、「成人者へのお祝い事業」を実施します。

### 1 「二十歳のつどい」について

- (1) 対 象 前年度中に20歳の誕生日を迎えた方
- (2) 開催日 毎年5月3日
- (3) 内 容 式典、アトラクション
- (4) 「20歳開催」とした理由
  - 市民アンケートの結果から「20歳開催」を望む声が多く挙げられたため
  - 学生や社会人の経験を積んだうえで再び故郷に集まり、家族や友人と交流を深めることにより、自身や故郷を見つめる機会としていただくため

### 2 「成人者へのお祝い事業」について

- (1) 対 象 当該年度に18歳の誕生日を迎える方
- (2) 内 容 該当者の誕生月に、お祝いメッセージと記念品を送付する

### 3 今後の日程

日 程	対象者	内容・備考
令和4年4月中	H14.4.2～H16.4.1 生まれ	「成人者へのお祝い事業」 民法改正に伴い、成人者への一斉送付
令和4年4月以降	H16.4.2以降生まれ	「成人者へのお祝い事業」 18歳の誕生月に合わせて定期的に送付
令和4年 5月3日(祝)	H13.4.2～H14.4.1 生まれ	現行どおりの「成人式」
令和5年 5月3日(祝)	H14.4.2～H15.4.1 生まれ	「二十歳のつどい」

#### ■お問合せ先

十日町市生涯学習課 生涯学習係  
担当：曾根・山口 ☎025-757-5011